



4 会計基準の維持活動

-  年次改善
-  令和7年度税制改正への対応
-  JICPAの実務指針等の移管

 年次改善

1. 2024年年次改善プロジェクトの概要
2. 包括利益の表示
3. 種類株式の取扱い
4. 特別法人事業税の取扱い
5. 今後の基準開発の方向性

包括利益会計基準：企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」

株主資本適用指針：企業会計基準適用指針第9号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」

法人税等会計基準：企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」

税効果適用指針：企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

実務対応報告第10号：実務対応報告第10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」

公開草案：公開草案「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」

適正手続規則：企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則

1. 2024年年次改善プロジェクトの概要（1/2）

年次改善プロジェクトの概要

- ◆ 原則として年1回、4月1日を基準日として、企業会計基準等の要変更事項を検出し、基準の変更の要否を検討
- ◆ 変更する場合、適正手続規則に基づき必要とされる手続を検討
 - ❖ 企業会計基準等の変更の区分及び適正手続（適正手続規則第25条）

	改正	修正
定義	会計処理及び開示に関する定めについて、実質的に内容を変更するもの	会計処理及び開示に関する定めの内容を実質的に変更することなく、形式的に変更するもの
適正手続	委員会の議決及び公開草案の公表	委員会において審議した上で、了承を得る※

※：修正について、改正の適正手続を経ることは妨げられない

- ◆ 必要に応じて複数の企業会計基準等の改正又は修正をまとめて行う

1. 2024年年次改善プロジェクトの概要（2/2）

差替後

❖ 2024年年次改善プロジェクトでの対応

- ◆ 「修正」による対応 – 2024年11月1日に「**2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の修正**」を公表
- ◆ 「改正」による対応 – 次の項目に関する改正をまとめて、2024年11月21日に**公開草案「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」**を公表（コメント期限:2025年1月20日）
 - ❖ コメント締め切り後、寄せられたコメントへの対応を審議し、**3月4日開催の企業会計基準委員会において次の企業会計基準等の公表を承認**

項目	対象となる企業会計基準等
包括利益の表示	❖ 包括利益会計基準 ❖ 株主資本適用指針
種類株式の取扱い	❖ 実務対応報告第10号
特別法人事業税の取扱い	❖ 法人税等会計基準 ❖ 税効果適用指針

2. 包括利益の表示（1/4）

背景

- ◆ 包括利益会計基準の公表後における、その他有価証券評価差額金の増減、繰延ヘッジ損益の増減及び為替換算調整勘定の増減の取扱い
- ❖ 連結財務諸表：その他の包括利益として包括利益計算書で認識し、連結貸借対照表のその他の包括利益累計額の区分に計上
- ❖ 個別財務諸表：貸借対照表の純資産の部に**直接**計上（包括利益会計基準は当面適用されない）

検出事項

- ◆ 複数の企業会計基準等において、連結財務諸表上の取扱いに関する規定の中で、「純資産の部に**直接**計上」という用語が使用されている
- ◆ 株主資本適用指針における、連結株主資本等変動計算書及び個別株主資本等変動計算書における株主資本以外の各項目の主な変動事由の例の中で、「純資産の部に**直接**計上」という用語が使用されている

2. 包括利益の表示（2/4）

検出事項への対応

包括利益会計基準の改正—**読替規定の追加**

対象となる用語	読替規定
 純資産の部に直接計上  直接純資産の部に計上  直接資本の部に計上	  連結財務諸表上は、「その他の包括利益で認識した上で純資産の部のその他の包括利益累計額に計上」と読み替えるものとする

株主資本適用指針の改正—**用語の見直し**

-  対象：**連結株主資本等変動計算書**において、株主資本以外の各項目の当期変動額を主な変動事由ごとに表示する場合の例として示す項目
-  見直し後の用語：「**組替調整額**」及び「**当期発生額**」（包括利益会計基準と用語の統一が図られる）

2. 包括利益の表示 (3/4)

差替後



◆ 検出事項への対応 (続き)

◆ 株主資本適用指針の改正—連結株主資本等変動計算書の設例の修正

設例3 (抜粋)

	株主資本		その他の包括 利益累計額	非支配 株主持分	純資産 合計
	(略)	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高		16,000	1,000	1,980	18,980
当期変動額					
(略)					
組替調整額 その他有価証券の売却 による増減			△81	△9	△90
当期発生額 純資産の部に直接計上 されたその他有価証券評 価差額金の増減			141	△51	90
(略)					
当期変動額合計		1,560	60	180	1,800
当期末残高		17,560	1,060	2,160	20,780

2. 包括利益の表示（4/4）

差替後



適用時期等

原則的な 取扱い	 2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度の期首
早期適用	 2025年3月31日以後最初に終了する連結会計年度の年度末  中間（四半期）連結財務諸表については改正後の包括利益会計基準を適用しない  中間連結財務諸表については改正後の株主資本適用指針を適用しない

3. 種類株式の取扱い（1/2）

検出事項

- ◆ 実務対応報告第10号における、種類株式の定義において、会社法の施行に伴い削除された旧商法の条文が参照されたままとなっている

検出事項への対応

- ◆ 実務対応報告第10号の改正－種類株式の定義の変更

種類株式 の定義

会社法第108条第1項に従い内容の異なる2以上の種類の株式を発行する場合の標準となる株式以外の株式

- ❖ 会社法では、種類株式について、旧商法よりも設計の柔軟化が図られているため、定義の変更により実務対応報告第10号の適用対象が拡大する

3. 種類株式の取扱い（2/2）

差替後



適用時期等

- ◆ 2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度・事業年度の期首以後取得する種類株式
 - ❖ 改正後の実務対応報告第10号を適用
- ◆ 2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度・事業年度の期首より前に取得した種類株式のうち、2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度・事業年度の前連結会計年度・前事業年度の末日において保有する種類株式については、次のいずれかの方法を選択
 - ❖ 従前の会計方針を継続
 - ❖ 改正後の実務対応報告第10号を2025年3月31日以後最初に終了する連結会計年度・事業年度の末日から将来にわたって適用
 - ❖ 改正後の実務対応報告第10号を2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度・事業年度の期首から将来にわたって適用

4. 特別法人事業税の取扱い（1/3）

背景

- ◆ 法人税等会計基準は、具体的な税金を挙げて当該税金について規定する税法を参照することにより適用対象となる税金を特定している
- ◆ 令和元年度（平成31年度）税制改正において特別法人事業税が国税として創設された
- ◆ 特別法人事業税（基準法人所得割）の額は、事業税の所得割額（標準税率で計算）に税率を乗じて計算される

検出事項

- ◆ 特別法人事業税の法人税等会計基準及び税効果適用指針に基づく取扱いが明確でない
 - ❖ 法人税等会計基準に特別法人事業税についての個別の定めがない
 - ❖ 税効果適用指針における法定実効税率の算式及び繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率に関する定めに特別法人事業税の税率が含まれていない

4. 特別法人事業税の取扱い（2/3）

検出事項への対応

法人税等会計基準の改正－**当期税金の取扱いの明確化**

-  特別法人事業税（基準法人所得割）について、事業税（所得割）と同様に取り扱うことを明確化

税効果適用指針の改正－**税効果会計の取扱いの明確化**

-  法定実効税率の算式に特別法人事業税の税率を含める

$$\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{住民税率}) + \text{事業税率} + \text{事業税率 (標準税率)} \times \text{特別法人事業税率}}{1 + \text{事業税率} + \text{事業税率 (標準税率)} \times \text{特別法人事業税率}}$$

-  特別法人事業税（基準法人所得割）について、同じく国税である法人税及び地方法人税と同様の取扱いが行われることを明確化

4. 特別法人事業税の取扱い（3/3）

差替後



適用時期等

原則的な取扱い	 2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度・事業年度の期首
早期適用	 2025年3月31日以後最初に終了する連結会計年度・事業年度の年度末  改正後の法人税等会計基準と改正後の税効果適用指針は、同時に適用  中間（四半期）連結財務諸表及び中間（四半期）財務諸表については、適用しない
経過措置	 適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の純資産項目に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用することができる  過年度に課税された特別法人事業税（基準法人所得割）に関する表示方法に関して、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行わないことができる

5. 今後の基準開発の方向性

法人税等会計基準の適用対象となる税金を定める方法について

コメント募集

-  審議の過程で、法人税等会計基準の適用対象となる税金を定める方法を見直してはどうかとの意見
-  公開草案の公表時に、法人税等会計基準の適用対象となる税金を特定する方法を見直す（例えば、原則的な定めを置く）ことについて、コメント募集

寄せられたコメント

-  原則的な定めを置く方法により見直しを行うことを概ね支持する意見
-  具体的な税金を挙げて取扱いを示す現行の法人税等会計基準の具体的な定めを残すことを求める意見
-  見直しにより適用対象となる範囲を変更しないことを求める意見

コメントを踏まえて、今後の基準開発の方向性について検討予定

 令和7年度税制改正への対応

1. 防衛特別法人税の創設と会計上の論点

2. 補足文書の公表

【凡例】

補足文書：補足文書「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」

改正税法：「所得税法等の一部を改正する法律」

税効果適用指針：企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

1. 防衛特別法人税の創設と会計上の論点

◆ 令和7年度税制改正における防衛特別法人税の創設

- ◆ 防衛特別法人税に係る規定を含む改正税法の法案が2025年2月4日に国会に提出され、2025年2月末現在、審議中

	防衛特別法人税の概要
課税標準	法人税の額（所得税額の控除、外国税額の控除等を適用しないで計算した額）から基礎控除額（年500万円）を控除した金額
税率	4%
適用関係	2026年4月1日以後に開始する事業年度から適用

◆ 2025年3月期決算に想定される会計上の論点

- ◆ 繰延税金 — 改正税法が2025年3月31日までに成立した場合、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算上、防衛特別法人税の影響を反映する必要があるかが論点となる
- ◆ 当期税金 — 改正税法の適用時期が2026年4月1日以後に開始する事業年度であれば、2025年3月期決算には影響しない

2. 補足文書の公表

🔴 2025年3月期決算に向けたASBJの対応

- ◆ 次の点について情報を提供する**補足文書※**を2025年2月20日に公表
 - ❖ 改正税法が2025年3月31日までに成立した場合、2026年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る**繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に際して、防衛特別法人税の影響を反映する**必要がある
 - 🟡 防衛特別法人税は、法人税に対する付加税として課されるものであるため、**法人税等**(税効果適用指針第4項(2))**に該当する**と考えられる
 - ❖ 次の算式により法定実効税率を算定する

$$\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{防衛特別法人税率} + \text{住民税率}) + \text{事業税率} + \text{事業税率 (標準税率)} \times \text{特別法人事業税率}}{1 + \text{事業税率} + \text{事業税率 (標準税率)} \times \text{特別法人事業税率}}$$

※：補足文書は企業会計基準等を構成するものではなく、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書

 JICPAの実務指針等の移管

- 1. JICPA実務指針等の移管の概要**
- 2. 移管指針**
- 3. 後発事象に関する会計基準の開発**
- 4. 継続企業に関する会計基準の開発**

【凡例】

JICPA：日本公認会計士協会

実務指針等：JICPAが公表した企業会計に関する実務指針及びQ&A

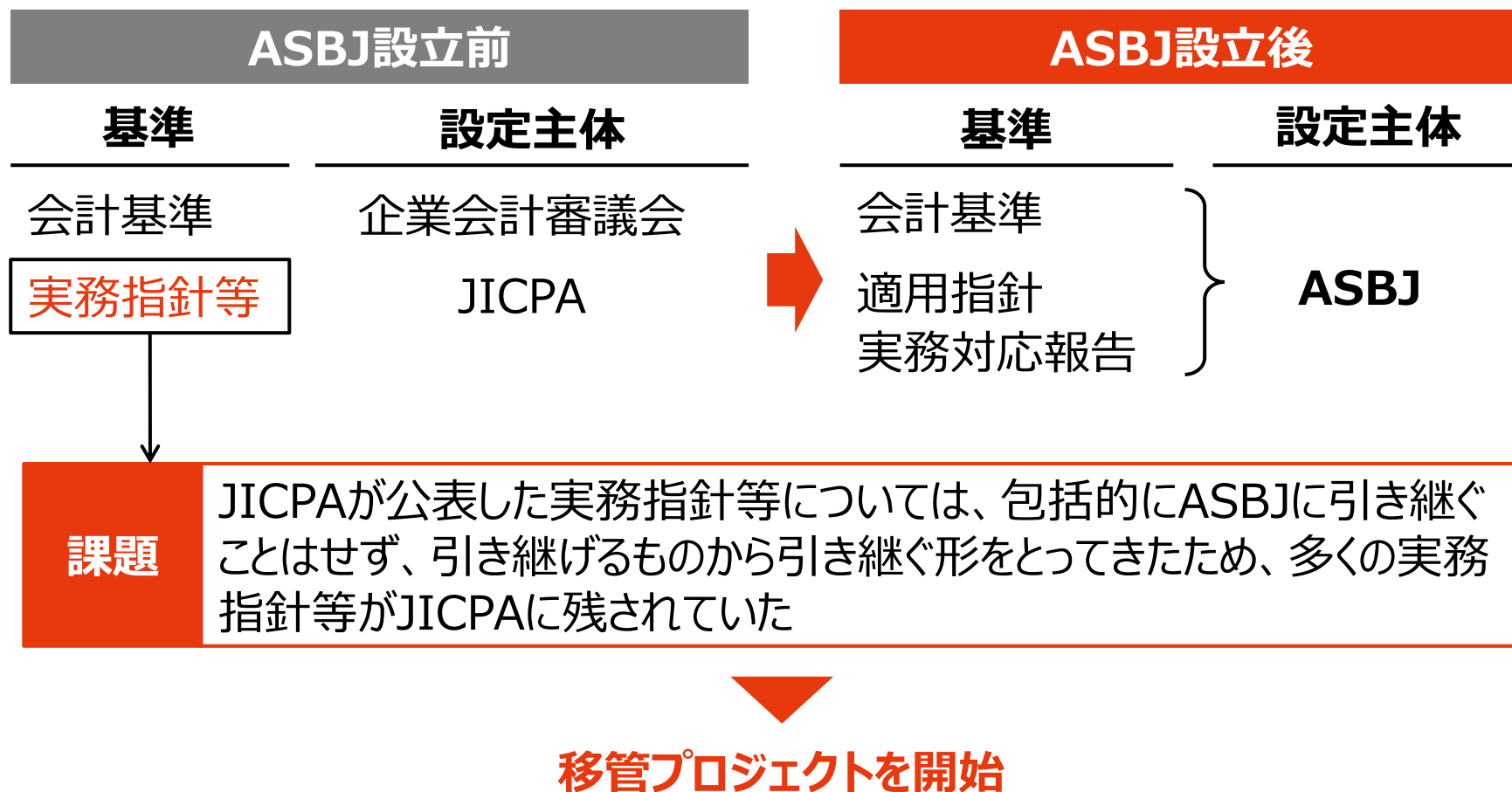
IAS第10号：IAS第10号「後発事象」

監基報560実1：監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」

報告第74号：監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」

1. JICPA実務指針等の移管の概要（1/2）

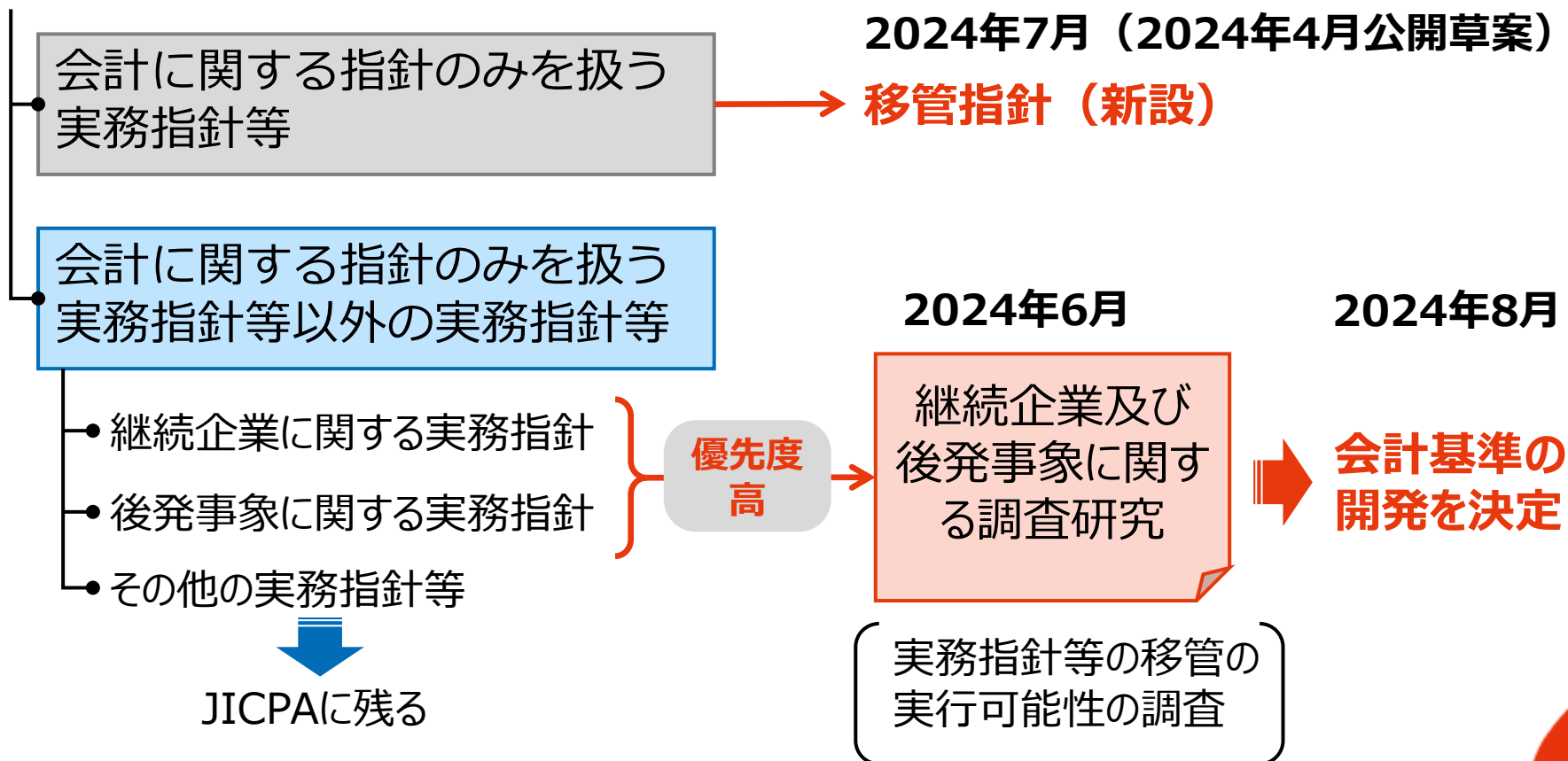
移管の経緯



1. JICPA実務指針等の移管の概要（2/2）

JICPA実務指針の移管の方針

JICPA実務指針等



2. 移管指針（1/2）

移管にあたっての方針

- ◆ 基本的には文書単位でそのままの形で移管
- ◆ 実務指針等の「委員会名」及び「連番」は変更するが、「実務指針等の名称」は変更しない
- ◆ 各実務指針等における項番号は変更しない
- ◆ 字句等の誤りがあっても訂正しない（年次改善で一括して訂正）

移管指針の公表

- ◆ 14の実務指針等をJICPAより移管し、各移管指針として公表するとともに、移管指針の全体を記載した「移管指針の適用」もあわせて公表
- ◆ この2024年7月公表の移管指針の適用については、移管前の実務指針等の内容を変更していないため、会計方針の変更に関する注記を要しない（移管指針の適用第4項）

2. 移管指針（2/2）

公表した移管指針

- ◆ 移管指針第1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」
- ◆ 移管指針第2号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」
- ◆ 移管指針第3号「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理に関する実務指針」
- ◆ 移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」
- ◆ 移管指針第5号「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」
- ◆ 移管指針第6号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」
- ◆ 移管指針第7号「持分法会計に関する実務指針」
- ◆ 移管指針第8号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」
- ◆ 移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」
- ◆ 移管指針第10号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」
- ◆ 移管指針第11号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関するQ & A」
- ◆ 移管指針第12号「金融商品会計に関するQ & A」
- ◆ 移管指針第13号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ & A」
- ◆ 移管指針第14号「土地再評価差額金の会計処理に関するQ & A」

3. 後発事象に関する会計基準の開発（1/3）

検討の進め方

基本的な 方針

JICPA実務指針等の**移管プロジェクトの一環**として、監基報560実1の会計に関する指針をASBJの会計基準に移管

フェーズ1（今回のプロジェクトの範囲） ➡ フェーズ2

◆ 後発事象の定義・会計処理・開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とする

❖ ただし、後発事象の定義において、財務諸表の公表の承認日の概念を取り入れるかどうかについては検討を行う（スライド111参照）

❖ 会計基準には、これまでのASBJの会計基準等との整合性などを考慮して取り込む

◆ 現行の実務を変更する論点の検討

❖ 修正後発事象が計算書類等の監査報告書日後に発生した場合に、金融商品取引法に基づく財務諸表において、当該修正後発事象を開示後発事象に準じて取り扱う特例的な取扱い（コンセンサスが得られる状況であれば検討）
（スライド112参照）

❖ 他の論点（該当がある場合）

3. 後発事象に関する会計基準の開発（2/3）

◆ 後発事象の定義 **フェーズ1**

- ◆ 現状、後発事象に関する会計基準はなく、後発事象の定義は監基報560実1の「2. 定義」において以下のとおり定義されている

後発事象とは、決算日後に発生した会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす会計事象をいい、このうち、監査対象となる後発事象は、**監査報告書日**までに発生した後発事象のことをいう

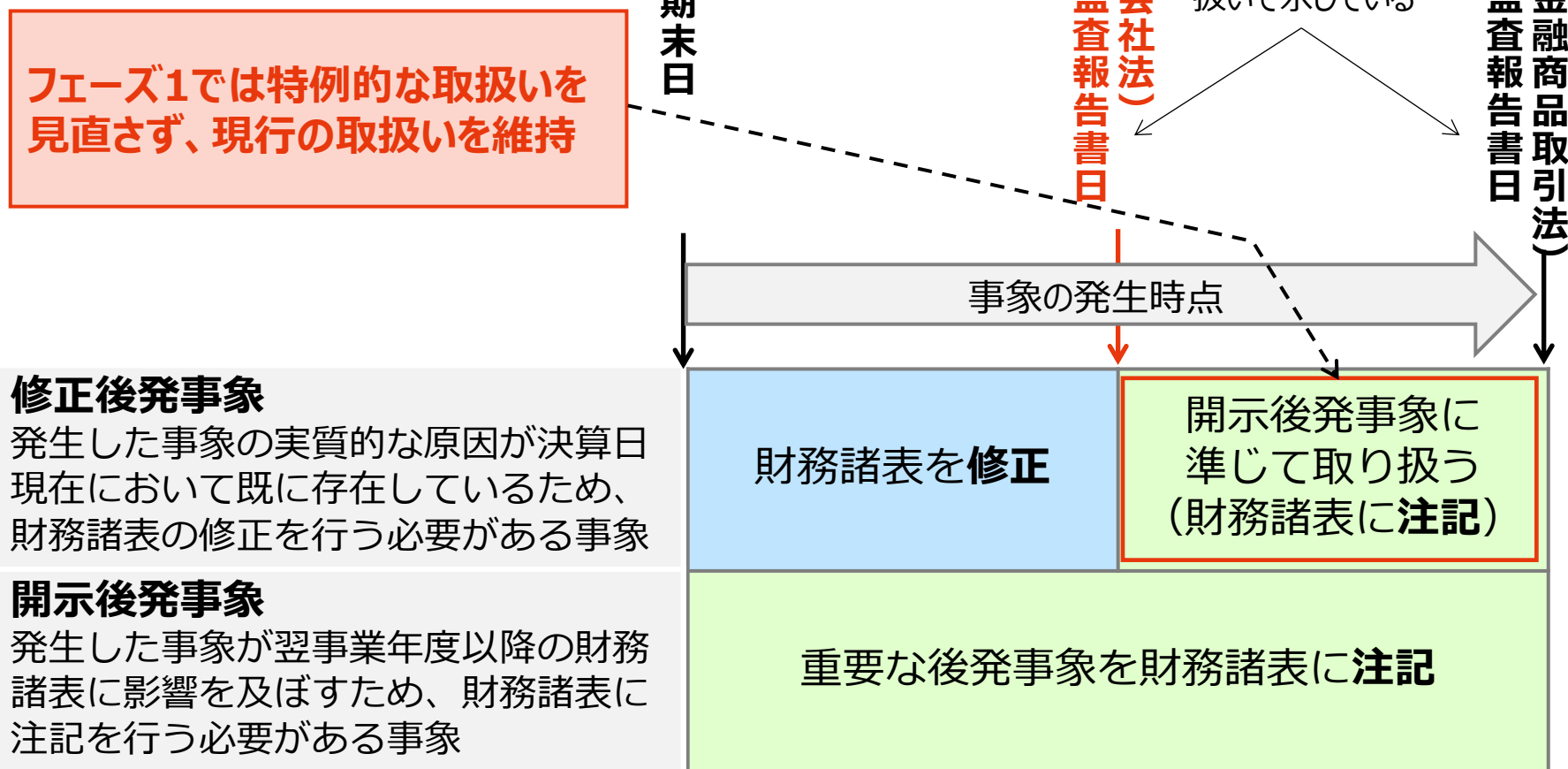
- ◆ この点、IAS第10号第3項では、後発事象は以下のとおり定義されている

報告期間の末日と**財務諸表の公表の承認日**との間に発生する事象で、企業にとって有利な事象と不利な事象の双方をいう

- ◆ 監基報560実1の取扱いを会計基準に移管するにあたり、新たな会計基準において後発事象の定義の中で、後発事象の基準日が「監査報告書日」とされている点について、どのように取り扱うかの検討を行うこととしている

3. 後発事象に関する会計基準の開発 (3/3)

🔴 特例的な取扱い フェーズ2



(※) 図では、親会社と連結子会社で決算日が一致しており、計算書類等及び連結計算書類に関する監査報告書日が同日であることを前提としている

4. 継続企業に関する会計基準の開発

検討の進め方

基本的な 方針

JICPA実務指針等の**移管プロジェクトの一環**として、報告第74号の会計に関する指針をASBJの会計基準に移管

フェーズ1（今回のプロジェクトの範囲）

- ◆ 報告第74号を当委員会の会計基準に移管することが優先的な課題

- ❖ ただし、継続企業の評価期間の起点については、改訂予定の国際監査基準・監基報との整合性の観点から財務諸表の公表の承認日への変更を検討する

➡ **後発事象の定義と同時に検討**
(スライド111参照)

- ❖ 会計基準には、これまでのASBJの会計基準等との整合性などを考慮して取り込む

➡ フェーズ2

- ◆ 現行の実務が変更される論点の検討

- ❖ 継続企業の前提に関する判断基準の明確化
- ❖ 他の論点（あれば）